

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係22 返還交渉前史（対米・対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43736

八月八日
ブリーフ

極 秘
無 期 限
8 部 の 内
6 号

施政権返還に伴う沖縄基地
の地位について

昭和42 7.25
北 米 局 長

1. 沖縄の施政権返還の国民的願望と極東におけるその軍事的役割りの調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位いかんである。すなわち、施政権返還後の基地の地位を現状どまり認めることはわが方に困難があり、これを内地の基地並みとしては極東における抑止力としての機能を十分果しえずとすれば、「現状どまり」と「内地並み」の間に日米双方が満足しうる取極めをなしうるや否やが施政権返還の鍵である。
2. 沖縄の軍事基地は、米国の施政権にある現状においては、いわば完全に「自由使用」できるわけであるが、これを前記「内地並み」とする場合は、次のような制約が加えられることとなる。

(1) 安保条約上の制約

- (1) 基地使用の目的は、日本の防衛及び極東

の平和と安全に寄与するために限られる。

(1) 在沖米軍に関する問題はすべて一般的協定の対象となる。

(2) 事前協議条項上の制約

下記の3項目は日本政府の事前の同意を必要とする。

(1) 核弾頭の持込み及び中長距離ミサイル発射基地の建設。

(2) 戦闘作戦行動のための基地使用。

(3) 大規模の配備の変更。

(3) 地位協定上の制約

施設区域の提供及び返還、出入域、物資及び勞務の調達、刑事及び民事裁判管轄権等の分野において、米軍は軍隊が長期にわたり外国に駐留する場合通常課される制約に服することとなる。

3. 以上の諸制約のうち、極東における抑止力としての機能に直接関連するものは2(2)の(1)及び(2)、すなわち、核弾頭の持込み及び中長距離ミサイル発射基地の建設、及び戦闘作戦行動のた

めの基地使用であり、爾余の諸制約は、わが方が条約協定上の約束を完全に果す以上は、米側としても受諾すべき性質のものであると認められる。

4 わが国が米軍に期待するところは、極東において抑止力として健在であることであり、問題はその一環として沖縄における米軍基地の地位はいかにあるべきかということである。事は軍事技術上の問題でもあるので、自ら軍事的抑止力たるの地位にないわが方としては、米軍が最少限いかなる「自由」を必要とするやの判断の基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わが方が広く自らの全体的利害の判断からその領域内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容認する用意ありやが、施政権返還問題の核心なりとの態度にててくることも予想される。いずれにせよ、わが方が沖縄の現状は放置しえずとの見地から施政権返還問題を動かそうとするならば、前記2(2)の(イ)についてわが方としての腹案がなければならぬ。

よ 上記2点に関してわが方は下記の態度をとるべきものとする。

- (1) 核弾頭の持込み及び中長距離ミサイルの発射基地の建設は事前協議の対象とする。
 - (イ) 核弾頭の持込みはわが国の現状よりみて最も困難な問題である反面、米軍が常時これを沖縄に配置しおく必要はないと思われる。よつて、これを事前協議の対象とするも、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイル用の核弾頭については別途考慮する。
 - (ロ) 核弾頭搭載の艦船、航空機の出入は容認する。
 - (ハ) 現存のミサイル発射基地存続は容認する。
- (2) 戦闘作戦行動のための基地使用は事前協議の対象としない。

沖縄の最も重要な使命は、攻撃基地としてよりも前線補給基地としての機能であると認められるが、たとえば沖縄から飛立つ給油機の空中給油とか、輸送機による戦線への兵器投下のごときは戦闘作戦行動の範ちゆうに属

し。また極東地域に局地戦闘が突発した場合
沖縄にある海兵隊が直ちに発進しうることは
抑止力としてきわめて重要な要素であると認
められる。

この種の基地使用を容認することは、極東
の平和と安定維持のためわが方としてそれだ
け政治的責任を引受けることとなり、米側は
従来の経緯よりわが方の態度に多分に危ぐの
念を抱いているところであるが、わが方とし
ては、抑止力維持の見地よりこの種の基地使
用を認める必要があると思われる。

△ 施政権返還後の米軍の地位についていかなる
取極めができようとも、返還により沖縄の地位
は全体として正常化し、改善されるのであるか
ら、沖縄側はこれを受容れるであろうが、内地
の米軍基地と異なる地位の基地を存続させると
きは、従来の施政権返還運動は直ちに米軍基地
を「内地並み」とすべしとの運動にとつて代え
られることは明らかである。沖縄の現状打開の
ためには、極東における沖縄の軍事的役割りに

かんがみて、わが方としては相当な政治的責任
を引受ける用意がなければならぬが、要はわ
が国の防衛姿勢の問題であつて、(1)極東及び日
本の安全のため沖縄の基地が当分「内地並み」
ではありえないこと、(2)安保条約、地位協定上
の約束は完全に履行すること、(3)沖縄返還に伴
うわが国自衛隊の防衛責任拡大と沖縄の治安維
持について遠慮なからしめること、等の諸点に
ついて政府として十分の準備と見直しを持ち、
いかなる取極めを行なうにしても、やがて極東
の情勢が變つて基地の「内地並み」を許す時期
が到来するまで、安定した持続性あるものとし
なければならぬ。

極 秘
無 期 限
8 部の内
7 号

北米局長

施政権返還に伴う沖縄基地の地位について

昭和42.8.3
北米局長

1. 施政権返還と基地の地位

沖縄の施政権返還の国民的願望と極東におけるその軍事的役割りの調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位いかんである。すなわち、返還後の基地の地位を現状どおり認めることはわが方に困難があり、これを内地の基地並みとしては極東における抑止力としての機能を十分果しえずとすれば、「現状どおり」と「内地並み」の間に日米双方が満足しうる取極めをなしうるや否やが施政権返還の鍵である。わが方は施政権返還後においても米軍が極東において抑止力として存在であることを期待するものであるが、問題は、そのため返還後における沖縄の米軍基地の地位はいかにあるべきかということである。事は軍事技術上の問題でもあるので、自ら軍事的抑止力たるの地位にないわが方としては、米軍が最少限いかなる「自由」を必要と

するやの判断の基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わが方が広く自らの全体的利害の判断からその領域内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容認する用意ありやが施政権返還問題の核心なりとの態度にててくることも予想される。いずれにせよ、わが方が沖縄の現状は放置しえずとの見地から施政権返還問題を動かそうとするならば、返還後の米軍基地の地位についてわが方としての腹案がなければならぬ。

2 「現状どおり」と「内地並み」の相違

沖縄の軍事基地は、米国の施政下にある現状においては、いわば完全に「自由使用」できるわけであるが、これを前記「内地並み」とする場合は、次のような制約が加えられることとなる。

(1) 安保条約上の制約

(1) 基地使用の目的は、日本の安全及び極東の平和と安全に寄与するために限られる(第4条)。

(4) 在沖米軍に関する問題はすべて一般的協定の対象となる(第4条)。

(2) 地位協定上の制約

施設区域の提供及び返還、出入域、物資及び勞務の調達、刑事及び民事裁判管轄権等の分野において、米軍は軍隊が長期にわたり外国に駐留する場合通常課される制約に服する。

(3) 事前協議条項上の制約

次の3項目は日本政府の事前の同意を必要とする。

(1) 米軍配置の重要な変更

(2) 米軍裝備の重要な変更(核弾頭の持込み、中長距離ミサイルの持込み及びその発射基地の建設)

(3) 戦闘作戦行動のための基地使用

3. 安保条約上の制約

基地の使用目的及び一般的協定に関する前記2(1)の制約は、在沖米軍の役割りに実質的制約を課するものではないから、この点より返還に支障ありとは認められない。

なお、米軍は第5条により沖縄を日本の一部として防衛する義務を負うこととなるが、これも現状を実質的に変更するものではない。

4. 地位協定上の制約

現行地位協定は、この種の取極めとしていわば国際的規準に合致したものであつて、施設権返還後は在沖米軍も当然これに従うべきであり、地位協定上の例外を設けることは困難である。

他面地位協定の裏定が完全に履行されることは米軍の活動のために必須であつて、特に必要な施設区域の提供並びにその運営について、わが方としてもいわゆる基地反対運動等により支障を起すことなきよう、治安当局及び施設庁において十分の用意が必要である。

なお、地位協定に関連する問題として、電気、水道の公益事業や主要道路の管理等は現在米軍により行なわれているが、これらは当然わが方に引継がれなければならない。

5. 事前協議条項上の制約

沖縄の基地の「現状どおり」と「内地並み」

とを極東における抑止力としての機能の観点より対比すれば、最も重要な相違は事前協議条項上の制約であり、基地の地位について日米間に合意をみうるや否やはこれにかかっていると認められる。これに関してわが方は下記の態度をとるべきものとする。

(1) 核弾頭の持込み、中長距離ミサイルの持込み及びその発射基地の建設は事前協議の対象とするよう^{要求}する。

(2) 核の問題はわが国の現状よりみて最も困難な問題であるので、「米軍装備の重要な変更」は事前協議の対象とするよう強く米側に要求するものとする。

(3) 米側はポラリスが存在するに至つた現在戦略核兵器を沖縄に配置する必要はなくなつたものとみられ、問題は戦術核兵器にあると思われる。すなわち、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイルの核弾頭や戦闘機に搭載すべき核弾頭の貯蔵の自由を留保しようとするかも知れず、この点につい

ての話し合いが最も問題になるかと思われる。

(2) 戦闘作戦行動のための基地使用は事前協議の対象としない。

(3) 沖縄の最も重要な使命は、攻撃基地としてよりも前線補給基地としての機能であると認められるが、たとえば沖縄から飛立つ給油機の空中給油とか、輸送機による戦線への兵器投下のごときは戦闘作戦行動の範ちゆりに属し、また極東地域に局地戦闘が突発した場合沖縄にある海兵隊が直ちに発進しうることは抑止力としてきわめて重要な要素であると認められる。

(4) この種戦闘作戦行動のため基地使用を容認すれば、わが国が軍事行動に直接捲込まれるものであるとの議論を招来するであろうが、沖縄の地理的、軍事的地位にかんがみ、わが方としても抑止力維持の見地より、施政権返還実現に当つては、この種の基地使用は事前協議の対象としないこととする

必要があると認められる。

なお、戦闘作戦行動の対象地域、あるいはその態様により事前協議を要しない場合を限定することは実際問題としてきわめて困難であるので、全体としてこれを事前協議よりはずすほかないと認められる。

- (3) 米軍配備の重要な変更は事前協議の対象とするより努力する。

配備の重要な変更は沖縄からの移動は含まれず、新たな大規模の常時配備を意味するところ、実際問題として将来沖縄に大規模な戦闘兵力を配備したり、海軍の大きな施設を置くようなことは可能性が少ないと思われるので、配備の変更を事前協議の対象とすることはあまり実質的意味はないが、なるべく「内地並み」とする見地よりはこれを対象にしておくことが望ましい。

6. 施政権返還に伴う問題

- (1) 施政権返還の手続としては、奄美大島の場合のごとく、米国が一方的に施政権を放棄す

る基礎の上に返還協定を結ぶこととする。返還されれば安保条約、地位協定、事前協議条項は自動的に沖縄にも本土と同様に適用されることとなる。よつて前記事前協議に関する戦闘作戦行動のための基地使用及び場合によつては核兵器についての合意は、事前協議に関する「安保条約第6条の実施に関する交換公文」に従つて協議したものであるとして、返還協定と同時に別途交換公文でこれを取決めることとする。

- (2) このようにして施政権返還後沖縄に「内地並み」でない地位の米軍基地が存続するときは、施政権返還運動は直ちに「内地並み」へのせん動にとつて代えられ、また本土以上に基地反対の運動が行なわれることも予想される。しかしながら、沖縄返還は強い国民的要望であり、政府としては相当な政治的責任を引受ける決意をもつて返還実現に努力すべきものとする。沖縄返還問題は究極においてわが国の防衛姿勢の問題であつて、ゆ極東及

び日本の安全のため沖縄の基地が当分「内地並み」ではありえないこと、何安保条約、地位協定上の約束は完全に履行すること、何沖縄返還に伴うわが国自衛隊の防衛責任拡大と沖縄の治安維持について速算なからしめること、等の諸点について政府として十分な準備と見通しを持ち、いかなる取極めを行なうにしても、やがて極東の情勢が変つて基地の「内地並み」を許す時期が到来するまで、安定した持続性あるものとしなければならない。

極秘

極秘

5.8 院政の打言の件

42.8.5 北平字文

8月5日午後2時半より45分 沖野内閣に
同じ挨拶と打言 北平局 院政、外務大臣

官房長官、次官、外務省長官、北平局長、北平課長
等、机上両秘長

次官、I、IIの字を以て院政の情北
平局長、別紙を以て

院政の情北平局長は重大な改訂の決定を以て
院政の情北平局長、と述べられ、院政は迅速せよ

と7月12日、事案の争点を示す以上
院政の情北平局長は、院政の情北平局長

事案の情北平局長は、院政の情北平局長、
院政の情北平局長、と述べられ、院政の情北平局長

は、院政の情北平局長は、院政の情北平局長
あり。

事案の情北平局長は、院政の情北平局長、
院政の情北平局長、院政の情北平局長

院政の情北平局長は、院政の情北平局長、
院政の情北平局長、院政の情北平局長

院政の情北平局長は、院政の情北平局長、
院政の情北平局長、院政の情北平局長

院政の情北平局長は、院政の情北平局長、
院政の情北平局長、院政の情北平局長

院政の情北平局長は、院政の情北平局長、
院政の情北平局長、院政の情北平局長

院政の情北平局長は、院政の情北平局長、
院政の情北平局長、院政の情北平局長

外務省電信案 (分類)

特秘 極秘・秘・平文・簡長符号 (朱印) ※ 暗 略 平 ※ 総第 034146
 ※ 第 1302 号 ※ 昭和 年 42 月 日 時 分 秒 8 - - 9 19 -
 大至急 (至急) 普通・LTF ※ 発電係 KUKA

主管局 (部) 長 北米局北米課
 参事官
 課長
 課長補佐
 起案者 電話番号
 北米局北米課
 起案 昭和 42 年 8 月 9 日
 北村 442

協議先 米 局 長

在 米 下 田 大使 総領事あて 三木 大臣 発 臨時代理

電 在 大 使 総領事あて 臨時代理

件名 沖繩小笠原問題 (総領事と打合せ)

往電先 1201 号に因り

8 日本大臣も同席の上、次官以下本省関係

幹部は、沖繩小笠原問題について総領事と

打合せを行なったと云、その模様つきを以り、

貴使参考までに通報する (関係パーパス送付)

特秘 漢 9.42

(※印欄内は電信機記入)

(昭和四〇・四一改正)

GB-1

1. 本が次官より、在沖繩米軍基地の役割に
 向ての 7 月 15 日付おが方覚書に對する米側の
 反応を説明した事、(1) 沖繩の施政権返還
~~をめぐりおが方の鍵は、沖繩の基地の使用に~~
 ついて「現状どおり」と「本土並み」の間、日米
 双方が満足し得る取極をたし得るや否やと
 ある、(2) 「現状どおり」と「本土並み」の間、
 おがも重要な相異は、(1) 核弾頭及び中
 長距離ミサイルの持ち込み、並びに同ミサイルの發射
 基地建設、おが(2) 戰鬥作戰行動のたが
 基地使用を おが方への事前協議の對象とす
 るや否やにある、(3) 米側との交渉にあたり、
 基本的には核兵器の運送は事前協議の
 對象とするが極力努力するも 戰鬥作戰行動
 については、少なくとも極東の情勢が好転するまでは

GB-3

外務省

事前協定の要否をめぐり、
必要であると認められる、この趣旨を骨子とする
本省事務シグナル限りのペーパーを讀み上げた。
2. これに対し、総理は、沖縄の施政権返還
は高次の政治的判斷を要する問題であり、
腹づきは総理自身が決定するに依り、外
務省事務当局としては、予め腹づきを言明する
ことはなく、施政権返還を強く要求し、これに對
する米側の反応を通して米側の施政権返還
に對する条件を探究するに努めるべきである。以
れにせよ、時間を要する問題であり、右から左へ
解決するわけには「がたない」。
本問題については、国内の反應を考慮する必要
もあり、米側としては、沖縄から米軍が引揚げ
れば、日本も困るだろうとか「さうなことも

言うだろうが、これにはさう心配する要なく、むしろ
日本国民が、この施設の基地使用であれば、
我慢し得るかも知れない。先づ範囲内で
問題解決を回すことが必要である。沖縄
の解決には「これにせよ」時間がかかるであろう
から、じっくり落着いて進めるべきであり、小笠原
に衝突を避けるべきである等の趣旨を
述べられた。
3. 事務当局より、米側は、総理訪米の
際、施政権返還の問題について話し合う意図は
急分あると思われるが、先づ際、特等基地の
あり方について、総理の御見解を述べるとは必ず
であるので、先づ総理の腹づきを骨子
として、米側と見直しを要する（以て）
ため、御参考として、事務当局としては、情報収集
集め分析に努めるべきこと、小笠原問題を速く

りたにも、沖縄問題の解決に^{あたり}~~日本側~~
 も政治的責任を有する覚悟が~~ある~~^{あるべきこと}
 米側^を納得せしめるべきが~~必要である~~^{説明}
 等~~を~~説明した。
 4. なお、事務当局より、総理の御意向は、
 事務レベルにおきましては、もっぱら安保条約の
 沖縄への適用を前提として交渉せよと
 御趣旨が伺ったことより、先般は、話し合
 いの~~あらた~~であるが、^{7月27}より少
 少の~~結果~~を出すべく、とにかく返還を要し、
 先方から返還に当たっての条件を示させるよう
 に努めるべきであると御趣旨も答えられ、
 また、事務当局より、米側としては、沖縄問題の
 解決を日米間のバーゲイン~~の~~^を交渉点を見
 出すというよりも、日米両国に互恵、ともに利益を
 得るべきであると御趣旨も述べられた。~~結果~~

結果における抑止力として

多し沖縄基地のあり方は、何かの歡美から
 合意に達するべきを希望し、その意味で、日本
 側~~は~~^と、沖縄基地が~~なく~~あるべきを~~望む~~^{望む}か
 らの意見も伺ったことと御趣旨も述べ
 説明したことに對しては、極東における抑止力
 については、何と云っても、米側が主体とな
 っており、沖縄基地のあり方についても、まず米側
 から、その希望を切り出すようには伺うべきであ
 ると御趣旨も述べられた。~~結果~~

極秘
無期限
評の内
号

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	1	1	2
付	403		
風			

発送日 昭和42年8月11日
 発信タイプ 機内

館長直披

文書課 公信案 (分類)

公信番号 半北 第 1032 号	公信日付 昭和42年8月9日
大 同 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主管 北米局長 参事官 北米課長 主任
	起案 昭和42年8月9日 起案者 枝林 電話番号 442

受信者 北米 下田大使	発信者 三木大臣
-------------	----------

写送付先	(希望発送日) 月 日
------	-------------

件名 沖縄・小笠原問題

米北才1032号

昭和42年8月 9日

在米大使殿

外務大臣

沖縄・小笠原問題

8月9日付洋電北米長才 1032 号に因り、
 総理との打合せの際、本事務官の説明の
 ため作成した文章を貴係参考用に別添送付す
 り。

別添 1. 「施政権返還に伴う沖縄基地の地
 位について」

別添 2. 「I. 在沖縄米軍の戦略上の役割
 について」

別添 3. 「Ⅱ」 追加申請書に付

米問の支取

付属添付